

岡山市立伊島小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめ防止のための基本的な考え方

「いじめ」とは、児童に対して、同じ学校に在籍するなど、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるものです。すべての児童が安全で安心な学校生活を送り、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるように、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければなりません。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関と連携しながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切に、迅速に対処するため、以下の取組を進めていきます。

いじめの未然防止のために

- 日々の授業場面において、すべての児童が参加し、活躍できる授業の実現は、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながるという考え方のもと、「すべての児童が参加・活躍できる授業づくり」に取り組みます。
 - ・落ち着いた雰囲気の中で学習できるように、学習規律の指導を徹底します。
 - ・少人数、習熟度別等の学習形態を取り入れ、個に応じた指導を工夫します。
 - ・分かる・できる授業の実践に向けて、教員が相互に授業を公開し、授業改善に努めます。
 - ・インターネット上でのいじめや犯罪に対して予備知識をもつことができるようにするために、情報モラル学習の指導を充実させます。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、互いに関わり合いながら絆づくりを進めることで、自己有用感を獲得できる学級集団づくりに取り組みます。
 - ・自分の居場所があり、児童が安心して過ごすことができる学級づくりを進めるために、学校や学級のきまりを守るための指導を徹底していきます。
 - ・人権意識を高めるために、人権週間を中心に全校や各学級で人権教育に関する取組を行います。
 - ・児童の「居場所づくり」「絆づくり」を促すために、学級活動で人間関係づくり、話し合い活動や学級会活動の充実に取り組みます。

いじめの早期発見・早期解決のために

- 教職員は日頃から児童一人一人の様子を観察し、児童の気になる行動や言動等について把握するようにします。得られた情報は、生徒指導主事および校長、副校長、教頭に報告・連絡・相談するとともに、学年会、職員連絡会、生徒指導委員会、職員会議等の場で情報共有・意見交換し、共通理解を図ります。
- 教育相談体制を確立し、教育懇談日を活用するなど、気になる児童への教育相談を日常的に実施します。また、ふれあい（教育相談）週間を設定し、すべての児童との個別の関わりを通して、何でも話し合える温かい人間関係を構築し、児童一人一人の内面の把握に努めることで、今後の指導の手掛かりにします。
- 学級の児童の人間関係を、年3回の質問紙（Hyper-QU）を使った調査で把握し、学級集団の課題を分析するとともに、その対応策を学年団を中心とした複数の視点で整理・検討し、改善のための取組を進めます。
- 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等の教職員の他に、スクールカウンセラー、いじめ専門相談員（市教育相談室）、市こども総合相談所所員、子ども相談主事（北福祉事務所）等の外部専門家を加えた「いじめ防止対策支援チーム」を常設し、関係諸機関と連携を取りながら、いじめの防止・早期解決に向けて組織的に対応します。

重大事態への対処

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、市教育委員会に速やかに報告し、「いじめ防止対策支援チーム」を中心に、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施し、関係諸機関との連携を適切に取りながら、必要な措置を行います。
- 調査の結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。